県教委採用汚職から学ぶ

大分県政治倫理条例 大分県職員倫理条例 へ分県職員倫理条例

〈各地報告〉
おおいた市民オンブズマン

2008年8月31日

第15回全国市民オンブズマン千葉大会

1. 平成 20 年度県立学校教頭選考資料(全志願者成績順)

2008年6月25日、教員採用・管理職任用試験の採点表や問題・解答などを開示請求したが、採点表など大半が県警に押収されていたため、条例は適用除外とされ非公開であった。

ところが、県立学校の管理職(校長・教頭・事務長)試験の成績表だけは県教委に残されていたため 一部公開となった。

これは、現場の教員 87 名が受験した教頭試験の成績表の一部である。合格者は 13 名で、合格率は 約 14.9%。試験の配点は、以下のとおり。

試験成績/学校経営 200 法規問題 200 面接 600 (小計 1000 点) 能力•業績評価 200 項目不明(黒塗り)30 (小計 230)

合計 1230 点満点

2. 平成 20 年度県立学校教頭選考資料(教育委員会関係者成績順)

これは、1.と同じ教頭試験であるが、県教委職員のための筆記試験がない面接だけの試験で、13名が受験して9名が合格。合格率は約69.2%だから前記1.現場教員の合格率の4.6倍にもなる。このような特別試験の存在はこれまで公表されていなかった。試験の配点は、以下のとおり。

試験成績/ 面接 600 項目不明(黒塗り)30 合計 <u>630 点満点</u>

3. 大分県政治倫理条例(市民案)

知事、副知事、教育長、議員を対象とし、不正な働きかけ等を禁じた政治倫理規準や請負契約の辞退及び指定管理者の指定禁止等に違反する疑い、または資産報告書等に疑義がある場合には、県民は知事・議長らに調査請求することができる。

第三者機関である政治倫理審査会が、これを調査し意見書を知事に提出し、知事はこれを公表する。また、審査会は独自に資産報告書を審査する。

さらに、逮捕、起訴等され引き続きその職にとどまろうとする場合には、説明会を開催し、出席し釈明するものとし、有罪確定後には、公職選挙法の規定により失職する場合を除き、辞職手続きをとるものとする。

4. 大分県職員倫理条例(市民案)

職員が公正な職務の執行に当たるよう倫理行動規準を定め、不正な働きかけを受けた場合に、これを拒否するとともに管理者又は倫理監督者に報告する。これを受けて、公正な職務の遂行を損なうおそれがある場合には、第三者機関である職員倫理審査会に通知する。

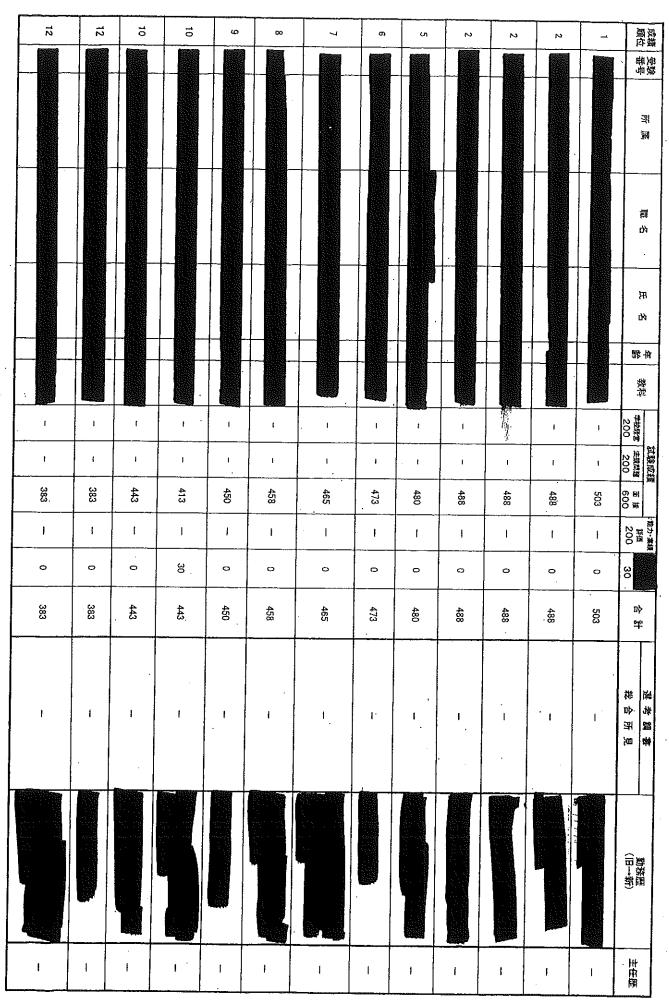
審査会は、この通知について、および独自に規定違反について調査をし、違反を認めた場合には任命権者に対して勧告する。この際、知事は警告等の措置を講ずるものとする。

県の出資を受けている法人で公務従事者とみなされる一定のものは、県に準じて職員の倫理保持のために必要な施策を講じなければならない。

(注) 3,4の条例市民案は、ともに政治倫理・九州ネットワーク顧問の斎藤文男九州大学名誉教授のご 尽力により策定されました。

主任歷 整務院(田一巻) 40 平原 選考調整 合 計 1230点消点 . 128 . 823 16.5. 紫鏡 神磁 200 断接600 試験成績 主規問組 200 131. 7.28€ 200 教科 **件** 標 柏 珉 帕 挺 区 版 成後 原位 確宅 , 10 ę ~ ø Ξ

平成20年度 県立学校教頭選考資料〔全志願者成績順〕



大分県政治倫理条例 (案)

2008年8月23日

大分県政治倫理条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、県政が県民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる知事、副知事、教育長、(以下「知事等」という。)及び県議会の議員(以下「議員」という。)が、県民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、県政に対する県民の信頼に応えるとともに、県民が県政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

(知事等、議員及び県民の責務)

- 第2条 知事等及び議員は、県民の信頼に値する倫理性を自覚し、県民に対し自らす すんでその高潔性を明らかにしなければならない。
- 2 県民は、主権者として自らも県政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、知事等及び議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理規準)

- 第3条 知事等及び議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。
 - (1) 県民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 県民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
 - (3) 県(県が設立した公社並びに県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。第4条第1項において同じ。)が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契

約及び一般物品納入契約に関して特定の業者を推薦、紹介する等有利な取計 いをしないこと。

- (4) 県職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 県職員の採用、昇格又は異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 政治活動に関して企業、団体等から寄附を受けないものとし、後援団体に ついても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- 2 知事等及び議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自 ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければ ならない。

(請負契約等の辞退)

- 第4条 知事等及び議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業又は 知事等及び議員の配偶者若しくは2親等以内の親族が経営する企業は、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条、第166条第2項及び第 180条の5第6項の規定の趣旨を尊重し、県が行う工事等の請負契約、下請工事、 業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、県民に疑惑の念を生じさせないよう 努めなければならない。
- 2 前項に規定する「実質的に経営に携わっている企業」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 知事等及び議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資ししている企業
 - (2) 知事等及び議員が年額300万円以上の報酬(顧問料等その名目を問わない。)を収受している企業
 - (3) 知事等及び議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業
- 3 前2項の規定に該当する知事等及び議員は、県民に疑惑の念を生じさせないため、

責任を持って関係企業の請負等の辞退届を提出しなければならない。

- 4 前項の辞退届は、知事等及び議員の任期開始の日から30日以内に、知事等にあっては知事に、議員にあっては議長に提出するものとする。
- 5 議員に係る辞退届については、議長は、その写しを速やかに知事に送付しなけれ ばならない。
- 6 知事は、辞退届の提出状況を広報紙等で速やかに公表しなければならない。 (指定管理者の指定の禁止)
- 第5条 前条第1項に規定する企業又は知事等及び議員並びにその配偶者若しくは2 親等以内の親族が役員をしている団体は、地方自治法第244条の2第3項に規定 する指定管理者となることができない。ただし、知事等にあっては、県が資本金そ の他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他の団体を除く。

(資産等報告書の提出)

- 第6条 知事等及び議員は、毎年1月1日現在の資産、地位、肩書、前年1年間の収入、贈与及び税等の納付状況を記載した資産等報告書を毎年5月15日から同月3 1日までの間に、知事等にあっては知事に、議員にあっては議長に提出しなければならない。
- 2 知事等及び議員は、前項の資産等報告書と併せ、配偶者及び扶養又は同居の親族 (以下「配偶者等」という。)の資産等報告書を提出しなければならない。
- 3 資産等報告書には、規則の定めるところにより、必要な証明書類を添付しなければならない。

(資産等報告書の記載事項)

- 第7条 資産等報告書には、次の各号に掲げる事項を記入しなければならない。
 - (1) 資産
 - ア 土地 所在、地目、面積、取得の時期及び価額
 - イ 建物 所在、種類、構造、床面積、取得の時期及び価額

- ウ 不動産に関する権利(借地権等) 権利の種類、契約期日及び契約価額
- エ 預貯金 預入金融機関名、預貯金の種類及び金額並びに定期預金の預金 日及び満期日
- オ 動産 価格が50万円以上の動産の種類、数量、価額及び取得の時期(ただし、生活に通常必要な家具、什器及び衣類を除く。)
- カ 信託 信託に関する権利の種類、受託者、信託財産の種類、数量、信託 の時期及び価額
- キ 有価証券 公債、社債、株式、出資その他の有価証券の明細、取得期日、取得価額、額面金額及び時価額
- ク ゴルフ会員権 クラブ等の名称、口数及び時価額
- ケ 貸付金及び借入金 1件につき50万円以上の貸付金並びに借入金の明 細、契約期日及び金額
- コ 保証債務 金銭保証、身元保証等の保証債務の内容及び金額(ただし、 金銭保証については、同一人に対し総額50万円未満のものを除く。)
- サ 貯蓄性保険 貯蓄性の生命保険、損害保険等の種類、保険会社名、契約 期日及び保険金額

(2) 地位及び肩書

- ア 企業その他の団体における役職名、報酬(顧問料等その名目を問わない。) の有無及び金額(ただし、宗教的、社交的及び政治的団体を除く。)
- イ 公職を退いた後の雇用に関する契約その他の取決めについての相手方及 び条件

(3) 収入、贈与及びもてなし

- ア 給与、報酬、事業収入、配当金、利子、賃貸料、謝礼金、年金その他これらに類する収入の出所及び金額
- イ 1出所当たり3万円以上の贈与並びにもてなし(交通、宿泊、飲食、娯

楽等)の出所、内容及び金額又は価額

- (4) 税等の納付状況
 - ア 所得税及び事業税の前年分、市県民税、固定資産税、国民健康保険料並 びに軽自動車税の前年度分の納税状況
 - イ 普通地方公共団体に係る使用料等の前年度分の納付状況

(資産等報告書の閲覧)

- 第8条 議長は、第6条の規定により提出された議員の資産等報告書の写しを速やかに知事に送付し、知事は、知事等の資産等報告書と併せ、これを毎年6月15日までに県民の閲覧に供するとともに、その要旨を広報紙等に速やかに掲載しなければならない。ただし、証明書類は、閲覧の対象としない。
- 2 資産等報告書の閲覧期間は、閲覧開始の日から5年間とする。
- 3 県民は、閲覧により知り得たことをこの条例の目的に沿うよう適正に利用しなければならない。

(資産等報告書の審査)

第9条 知事は、資産等報告書の写しを毎年6月15日までに次条に規定する政治倫理審査会に提出し、審査を求めなければならない。

(政治倫理審査会の設置)

- 第10条 資産等報告書の審査その他の処理を行うため、地方自治法第138条の4 第3項の規定に基づき大分県政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会の委員は5人以内とし、資産等報告書の審査に関して専門的知識を有する 者及び地方自治法第18条に規定する選挙権を有する県民のうちから、知事が公正 を期して委嘱する。
- 3 審査会の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、 前任者の残任期間とする。ただし、委員は、任期が満了した場合においても、後任 の委員が委嘱されるまでの間その職務を行う。

- 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、 委員定数の3分の2以上の同意を必要とする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 (審査会の職務)
 - 第11条 審査会は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 資産等報告書を審査し、意見書を知事に提出すること。
 - (2) 第14条に規定する県民の調査請求について必要な調査を行い、意見書 を知事に提出すること。
 - (3) 第15条、第16条及び第17条に規定する説明会の開催について意見 書を知事に提出すること。
 - (4) その他この条例による政治倫理の確立を図るため、知事の諮問を受けた 事項について調査、答申、勧告をし、又は建議すること。

(資産等報告書の審査等)

- 第12条 審査会は、第9条の規定により資産等報告書の審査を求められた日から 90日以内に審査結果について意見書を作成し、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、意見書を速やかに県民の閲覧に供するとともに、その要旨を広報紙等に 掲載しなければならない。
- 3 意見書の閲覧期間は、閲覧開始の日から5年間とする。 (虚偽報告等の広報)
- 第13条 知事は、審査会の意見書に資産等報告書の提出の拒否若しくは遅延、虚偽の報告又は調査非協力等の指摘があったときは、その旨を広報紙で速やかに公表しなければならない。

(県民の調査請求)

第14条 県民は、次の各号に掲げる事由があるときは、これを証する資料を添えて、 知事等に係るものにあっては知事に、議員に係るものにあっては議長に調査を請求 することができる。

- (1) 資産等報告書に疑義があるとき。
- (2) 政治倫理規準に違反する疑いがあるとき。
- (3) 請負契約の辞退及び指定管理者の指定禁止に違反する疑いがあるとき。
- 2 前項の規定により調査の請求があったときは、議長は、議員に係る調査請求書(添付資料を含む。この項において同じ。)の写しを速やかに知事に送付し、知事は、知事等又は議員に係る調査請求書の写しを速やかに審査会に提出し、調査を求めなければならない。
- 3 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、調査を求められた日から 90日以内に調査結果について意見書を作成し、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により意見書が提出されたときは、請求者に対し、その写しを速やかに送付するとともに、県民の閲覧に供しなければならない。意見書の閲覧については、第12条第2項及び第3項の規定を準用する。

(逮捕後の説明会)

第15条 知事等及び議員が、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第 197条の4までの各条及び第198条に定める罪並びに公職にある者等のあっせ ん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に定める罪 その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)の容疑による逮捕後、 引き続きその職にとどまろうとするときは、知事等にあっては知事に、議員にあっ ては議長に、県民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合、当該知 事等又は議員は、説明会に出席し釈明するものとする。

(起訴後の説明会)

第16条 知事等及び議員が職務関連犯罪の容疑による起訴後、引き続きその職にと どまろうとするときは、知事等にあっては知事に、議員にあっては議長に、県民に 対する説明会の開催を求めなければならない。この場合、当該知事等又は議員は、 説明会に出席し釈明しなければならない。

- 2 県民は、前条又は前項の規定による説明会が開催されないときは、地方自治法第 18条に定める選挙権を有する者50人以上の連署をもって、説明会の開催を請求 することができる。
- 3 前項の開催請求は、逮捕後の説明会にあっては起訴又は不起訴の処分がされるまでの間に、起訴後の説明会にあっては起訴された日から50日以内に、知事等に係るものにあっては知事に、議員に係るものにあっては議長に対し行うものとする。
- 4 議長は、前項の議員に係る説明会の開催請求があったときは、開催請求書を速やかに知事に送付しなければならない。
- 5 知事は、説明会の開催の適否についてあらかじめ審査会の意見を聴かなければな らない。

(一審有罪判決後の説明会)

- 第17条 前条の規定は、知事等又は議員が第15条に定める罪により一審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。ただし、開催請求の期間は、判決のあった日から30日を経過した日以後20日以内とする。(刑の確定後の措置)
- 第18条 知事等又は議員が第15条に定める罪により有罪判決の宣告を受け、刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、当該知事等又は議員は、県民全体の代表者としての品位と名誉を守り、県政に対する県民の信頼を回復するため、辞職手続をとるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成○年○月○日から施行する。

大分県職員倫理条例 (案)

2008年8月23日

大分県職員倫理条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、大分県職員が県民全体の奉仕者であってその職務は県民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 職員 副知事、教育長及び地方公務員法(昭和25年法律261号。以下 「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
 - (2) 任命権者 副知事及び教育長にあっては知事を、一般職の職員にあっては 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(倫理行動規準)

- 第3条 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- 2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの 属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 3 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行 使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行 為をしてはならない。

- 4 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- 5 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを 常に認識して行動しなければならない。

(職員の責務)

- 第4条 職員は、違法な行為又は公正な職務の遂行を損なうおそれがある行為を求める要求(以下「不正な働きかけ」という。)を受けたときは、これを拒否するとともに、直ちに所属の部課長若しくはその他職員を管理監督する任にある者(以下「管理者」という。)又は第8条第1項に規定する倫理監督者に報告しなければならない。
- 2 職員は、他の職員の違法な行為又は他の職員に対する不正な働きかけがあること を知ったときは、直ちに倫理監督者に通報しなければならない。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、自らが地方公共団体を構成する一員であることを自覚し、適法かつ 公正な行政運営の確保に協力するよう努めなければならない。
- 2 何人も、職員に対し、不正な働きかけをしてはならない。 (職員倫理規則)
- 第6条 知事は、第3条に規定する職員の倫理行動規準及び第4条に規定する職員の 責務の保持を図るため必要な事項に関する規則(以下「職員倫理規則」という。)を 制定するものとする。
- 2 職員倫理規則には、第3条及び第4条の規定に関し、職員が遵守すべき事項が含まれていなければならない。

(管理者)

第7条 管理者は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、部下職員に対して適切 な指導及び監督を行うものとする。 2 管理者は、部下職員から第4条第1項に規定する報告を受けたとき、又は自らが 不正な働きかけを受けたときは、次条に規定する倫理監督者に通知しなければなら ない。

(倫理監督者)

- 第8条 任命権者は、職員の倫理の保持を図るため、職員のうちから、職員の倫理の保持を監督する者(以下「倫理監督者」という。)を指名するものとする。
- 2 倫理監督者は、職員が第3条及び第4条の規定に違反することのないよう職員を 監督しなければならない。
- 3 倫理監督者は、第4条に規定する報告若しくは通報又は第7条第2項に規定する 通知を受けた場合において、当該報告若しくは通報又は通知の内容が公正な職務の 遂行を損なうおそれがあると認めるときは、次条に規定する大分県職員倫理審査会 に通知しなければならない。

(大分県職員倫理審査会の設置)

- 第9条 職員の職務に係る倫理の保持に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき大分県職員倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 審査会の委員(以下「委員」という。)は、学識経験を有する者及び県民のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と する。
- 6 前各号に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(審査会の事務等)

- 第10条 審査会は、次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) この条例及び職員倫理規則の制定及び改廃に関して、知事に意見を述べること。
 - (2) 職員が第3条及び第4条の規定に違反する行為を行った疑いがあると思料したとき、又は第8条第3項に規定する倫理監督者からの通知があったときは、必要な調査を行うこと。
 - (3) 前号の調査の結果に基づき、職員が第3条及び第4条の規定に違反したと 認めるときは、知事又は任命権者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告する こと。
 - (4) 職員倫理の保持及び法令遵守の体制の整備に関して調査研究を行い、知事 の諮問に答申し、及び建議すること。
 - (5) 審査会の調査結果、勧告、答申及び建議を公表すること。
- 2 審査会は、任命権者の承認を得て、職員のうちから調査を補助する者を委嘱する ことができる。
- 3 職員は、審査会の調査に協力しなければならない。
- 4 審査会の調査の対象となった者は、弁明の機会が与えられなければならない。 (警告等)
- 第11条 知事は、審査会が不正な働きかけがあったことを認め、勧告を行ったときは、審査会の勧告に基づき、当該働きかけを行った者に対し、警告その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 知事は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。 (懲戒処分の公表)
- 第12条 任命権者は、職員にこの条例又は職員倫理規則に違反する行為があること を理由として懲戒処分を行ったときは、当該処分の概要を公表するものとする。

(通報者に対する配慮)

第13条 任命権者及び管理者は、職員が第4条第2項に規定する通報をしたことを 理由として、不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

(運用状況の公表)

第14条 知事は、毎年1回、この条例の運用状況について、規則で定めるところに より公表するものとする。

(関係法人の講じる施策)

第15条 県の出資を受けている法人であって、役員、職員その他の当該法人の業務 に従事する者を法令により公務に従事する者とみなすこととされているもののうち 規則で定めるものは、この条例の規定に基づく県の施策に準じて、その職員の職務 に係る倫理の保持のために必要な施策を講じなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。